

項目名

施策の方向

地域で暮らす

1 「地域で暮らす」を支援するサービスの提供

"暮らす"における課題への対応

	(削除)
グループホーム等への運営支援	(削除)
	(削除)
新体系への移行に向けた支援の充実	(移動)
早期療育を受ける機会の確保	(移動)
子育て世代の負担の激変緩和	(削除)
在宅介護のセーフティネットの構築	(削除)
	(削除)
障害の特性に応じた支援の充実	(削除)
	(削除)
障害者自立支援対策臨時特例交付金による制度の円滑な実施	(削除)

居宅支援事業の提供

居宅介護（ホームヘルプ）	障害のある人の居宅での生活を援助するために、ホームヘルプサービスの充実を図ります。
	介護保険法に基づく介護サービス事業所のホームヘルパーの活用を進めるなど、居宅介護サービスの基盤整備を進めます。
短期入所（ショートステイ）	介護者の疾病等で一時的に居宅において介護を受けることができなくなった障害のある人のニーズに対応するため、ショートステイサービス提供基盤の充実を図ります。
児童デイサービス	(削除)
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人が、安心して地域生活が送れるよう、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に提供する重度訪問介護サービスの充実を図ります。
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難がある人に対し、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護を行う行動援護の充実を図ります。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害のある人で、介護の必要度が非常に高い人に対して、サービス利用計画に基づいてホームヘルプなど複数のサービスを緊急のニーズに応じて臨機応変に提供します。
同行援護	(新規) 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

項目名	施策の方向
日中活動事業の提供	
療養介護	医療を要する障害のある人で常時介護を要する人に対して、主として昼間において病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などの必要な支援を行います。
生活介護	常時介護を要する障害のある人に、主として日中において、障害者支援施設等で、入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産的活動の機会を提供し日中活動の充実を図ります。
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害または精神障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人に、創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進を行い、地域生活を支援します。
居住支援事業の提供	
施設入所支援	夜間において、介護が必要な人や、通所することが困難である自立訓練または就労移行支援の利用者に対し、居住の場所を提供するとともに、安定した日常生活が営めるよう支援を行います。
共同生活介護（ケアホーム）	介護を要する 障害のある人 に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居で入浴、排泄または食事の介護等を行い地域生活を支援します。
共同生活援助（グループホーム）	介護を要しない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している 障害のある人 に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居で相談、食事提供等の日常生活上の援助を行い地域生活を支援します。

項目名	施策の方向
2	ともに学ぶ教育の推進と生涯を通じ一貫した支援体制の構築
	教育環境の充実
就学前対応の充実	保育所や幼稚園における特別の支援を必要とする乳幼児の <u>保育や教育</u> にあたっては、子ども達の状況に配慮しながら、集団生活の中でそれぞれの <u>能力</u> を十分に発揮できるよう、 <u>保育や教育の内容の充実</u> を図ります。また、保健・医療・福祉と教育の連携を深め、就学前から就学に向けた一貫した指導・相談体制の整備を推進します。
障害のある幼児の就園促進	市町教育委員会との連携を図りながら、幼稚園等への障害児の就園を促進します。
学校における教育選択肢の充実	教育上、特別の支援を必要とする児童、生徒に対してより一層適切な教育ができるよう、 <u>小・中学校の特別支援学級や通級指導教室での指導</u> 、特別支援学校における教育内容の多様化、通学手段の整備を進めます。
学校施設のバリアフリー化促進	学校施設において必要な障害者用トイレやスロープ、手すりの改修など、バリアフリー対策の整備充実に努めます。
	障害のある児童生徒への相談・支援体制の充実
重度・重複障害のある児童生徒への教育の充実	<p>重度・重複障害のある児童生徒の指導については、個別の指導計画を作成し、その充実を図ります。また、通学が困難な児童生徒への訪問教育を実施します。</p> <p>医療的ケアが必要な特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、看護師の配置等により、児童生徒の学校生活への支援を図ります。</p>
情報活用能力の育成	学校における障害に対応した教育用コンピューターの整備を行うとともに、情報活用能力の育成やITを効果的に活用した教育・指導の充実を図ります。
就業支援の推進	学校等が企業、労働、福祉関係機関等と連携しながら、就業体験の充実、障害のある生徒の就業に対する理解・啓発を進めるなど、生徒の希望や障害の状況に応じた就業支援を推進します。
教職員の資質向上	特別支援学校、小・中学校特別支援学級担当者の交流・研究活動や県総合教育センターの研修の充実とともに、教育課程等研究協議会の開催等による指導内容や方法の工夫・改善を図ることにより、教職員の資質向上を図ります。
教育相談システムの構築	<u>総合教育センターは特別支援教育相談として、幼児児童生徒やその保護者、担当する教職員等を対象に、学校・園、福祉、保健、医療等地域の関係機関と連携した相談を進めます。</u>

項目名	施策の方向
発達障害のある幼児児童生徒への指導・支援体制の整備	学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、教育上、特別の支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援体制の整備を図ります。また、発達障害者支援センター等の相談支援機関との連携を図ります。
教育相談・就学相談活動の充実	特別支援学校は、その有する専門性や施設・設備を活かし、小・中学校等の教員に対する相談・助言や、保護者に対する相談・情報提供など、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めます。
就学指導関係者への研修促進	市町特別支援教育担当者協議会の開催や就学相談に係る研修会の実施により、市町教育委員会において適切な就学指導がなされるよう、関係者への研修を促進します。
相談支援体制の充実と機能強化	
相談支援機能の充実	障害者が生活全般に関わる事項について、身近かつ多様な場所で相談できるよう、市町および相談支援事業所における相談支援体制の充実を図ります。また、 <u>個別支援会議（ケア会議）によるケアマネジメントの推進と、地域社会資源のネットワークの強化を図り、地域の相談支援体制の充実と機能強化を支援します。</u>
地域ケアマネジメントへの支援	(上記項目の記載と重複するため削除)
重症心身障害児（者）ケアマネジメントの推進	重症心身障害児（者）に対する専門的ケアマネジメントを実施するとともに、各圏域の <u>地域自立支援協議会や個別支援会議</u> に対する支援を行い、専門性の高いケアマネジメントシステムの実施を推進します。
滋賀県障害者自立支援協議会による地域ケアシステムの機能強化の推進	
地域ケアシステムの体制整備	<u>それぞれの地域で、行政と障害福祉サービス事業者、保健医療機関、関係団体等が一体となって障害のある人のニーズを的確に把握し、地域のサービス提供基盤の状況を勘案しながら、市町および相談支援事業者においてケアマネジメントの手法を用いた適切な支給決定とサービス利用を図るとともに、地域に必要なサービスを開発するなど、地域自立支援協議会による地域ケアシステムの体制整備を推進します。</u>
滋賀県障害者自立支援協議会による圏域支援	<u>各地域自立支援協議会の活性化と県域的課題への的確な対応を目的に、滋賀県障害者自立支援協議会の機能強化を図ります。</u>
滋賀県障害者自立支援協議会によるネットワーク支援	(上記項目の記載と重複するため削除)
生涯を通じた支援	地域自立支援協議会において、乳幼児期の発達（療育）プログラムと学齢期における生活支援プログラム、また、学校における個別教育プログラムと卒業段階での就業支援プログラムの連携を図り、生涯を通じた支援ができる体制づくりを支援します。
情報提供	(削除)
発達障害のある人に対する総合的な支援体制の整備	

項目名	施策の方向
発達障害のある人に対する理解の促進と総合的な支援体制の整備	<p>毎年4月2日から8日までの発達障害啓発週間を中心に、発達障害の基礎知識を学ぶ講習会の開催や障害の特徴や対応などをわかりやすくまとめたパンフレットの配布により、発達障害に対する県民理解の促進を図るとともに、関係者の連携や施策検討のための組織を設置し、発達障害者支援施策の総合的な推進を図ります。</p>
発達障害者支援センターを核とした重層的な支援体制の構築	<p>滋賀県発達障害者支援センター「いぶき」において、発達障害のある人に対する相談支援を充実するとともに、支援人材の育成を行います。</p> <p>身近な市町の相談窓口、福祉圏域の障害者生活支援センターや働き・暮らし応援センター、全県域を対象とする「いぶき」の連携による発達障害に対する重層的な相談支援体制の構築を図ります。</p> <p>障害者生活支援センターや働き暮らし応援センターなどの職員を対象に「発達障害者支援キーパーソン養成事業」を行うとともに、福祉圏域における「認証発達障害者ケアマネジメント支援事業」として相談支援体制の充実を図ります。</p>
自立支援協議会を活用した支援の推進	<p>各福祉圏域において、本人や保護者、支援者間で、支援に必要な情報を共有するための相談支援ファイルの普及を行うなど、地域自立支援協議会の場を活用して、乳幼児期・学齢期・成人期まで一貫した発達障害者への支援の取り組みを推進します。</p>
発達障害者の地域での暮らしと働きを支援	<p>(新規) <u>宿泊型の生活訓練と就労準備訓練を一体的に実施し、発達障害のある人の地域での自立生活を支援します。</u> <u>障害福祉サービス事業所に対する認証制度の研究・開発や発達障害者支援に関するノウハウの提供、研修を実施し、発達障害者のサービス利用を促進します。</u></p>
発達障害者への医療的支援の充実	<p>(新規) <u>早期に適切な医療的支援を受けることができるよう、発達障害に関する診断や治療を実施することができる医師を養成します。</u> 小児保健医療センターでは、発達障害にかかる県内医療機関の拠点として、自閉症や注意欠陥多動性障害など、子どものこころの問題に関する専門的診断・治療を行います。</p>
障害のある人に配慮した製品の開発促進	<p>「滋賀ならではの産業」技術の育成を図るため、工業技術総合センターや東北部工業技術センターにおいて「人にやさしい健康福祉を支援する技術開発」を推進します。</p>

項目名	施策の方向
生涯を通じた一貫した支援体制の構築	<p>幼児期から少年期、成年期、高齢期にいたるすべての過程において、教育、福祉、保健・医療、そして就労が一体となった、切れ目のない継続した支援体制を目指します。</p> <p>乳幼児期における早期発見・早期療育等の支援体制を充実することにより、生涯にわたり、障害のある人自身が”自ら育つ”意欲を育みます。</p>
3 施設サービスの提供	
計画的な施設の整備	
障害者支援施設	<p>身体障害者の入所施設は県外施設入所者も多く、平成18年度に新たな入所施設の整備を行ったことから、本プランの期間中は入所定員の削減は行わないこととします。</p> <p>知的障害者の入所施設については、<u>県域での一定の整備を終えたことから、地域生活に必要な住まいの場や、日中活動サービス等の基盤整備を進めることにより、入所者の地域生活への移行を促進し、平成17年度比で入所定員の約1割を削減することを目指します。</u></p>
障害児施設	<p>近江学園、信楽学園、小児保健医療センター療育部（通園施設）は、<u>児童福祉法の改正にあわせ機能を再編し円滑に運営します。また、入所施設からの地域生活への移行等に取り組みます。</u></p> <p><u>今後の小児保健医療センター療育部の担う役割や機能について、そのあり方を検討します。</u></p>
日中活動サービス等を行う施設の整備促進	<p>一般企業での就労が困難な障害のある人が働く場として、就労移行支援、就労継続支援等の事業を実施する施設の整備と円滑な運営を支援します。</p> <p>（新規） <u>日中活動の場を必要とする人の増加に対応するため、通所施設がより小規模でもスタートできる仕組みの検討を含め、地域ニーズに対応できるよう施設整備を促進します。</u></p>
施設のバリアフリー化等の推進	<p>民間社会福祉施設等整備事業により、施設のバリアフリー化や個室化を進めるなど、生活の質の向上と地域生活への円滑な移行を促進します。また、<u>老朽化への対応など計画的な施設の改築等を進めます。</u></p>

項目名	施策の方向
<p align="center">社会資源としての役割</p>	
<p>在宅生活支援拠点としての機能整備</p>	<p>地域との共催事業の開催、施設行事の地域への開放、施設が持つ専門的知識や技術・設備の地域への提供、<u>防災拠点としての役割等により、地域の障害に対する理解の促進や、利用者の社会活動の促進を図るとともに、専門的機能を活用したショートステイ、短期療育事業、グループホームのバックアップ機能、余暇活動支援等の地域生活を支援する事業を通じ、施設が地域における地域生活支援の拠点となるよう、機能の充実に向け支援します。</u></p>
<p>重度・重複障害者（児）等への対応</p>	<p>重度・重複障害者（児）について、各施設において専門的に対応する職員の確保を促進するとともに、障害者自立支援法における重度障害者支援体制加算などの活用により、施設における専門的機能の強化を促進します。 <u>重症心身障害者の受け入れ施設について、人員配置や施設整備への支援を行います。</u></p>
<p>強度の行動障害を示す障害児（者）への対応</p>	<p>強度の行動障害を示す障害児（者）等が可能な限り身近で住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、発達障害者支援センターを核とした地域支援システムの構築や、施設での特別な処遇等による専門的機能の充実に努めるとともに、<u>受け入れ事業所における人員配置等について支援を行います。</u></p>
<p>4 サービス提供体制の充実</p>	
<p align="center">地域生活を支援するサービスの充実</p>	
<p>24時間対応型在宅サービスの提供</p>	<p>緊急の場合等において、自立支援サービスの利用が困難な際のセーフティネット機能を地域に整備し、<u>障害のある人の安定した地域生活の維持を図ります。</u></p>
<p>医療と連携したサービスの提供</p>	<p>日常的に医療的ケアを必要とする障害のある人の地域生活を支援するため、<u>医療と連携した在宅、通所サービスの充実強化を図ります。また、補助金事業である市町の在宅重度障害者通所生活訓練援助事業を法定事業への移行を図り、重症心身障害児（者）に対する通所事業の整備の促進と強化を図ります。</u></p>
<p>要医療障害者の地域生活への取り組み</p>	<p>医療的ケアの必要な重度の障害のある人が、<u>住み慣れた地域で安全に自立した生活が送れるよう、生活支援機能を強化した居宅サービスづくりを推進します。</u></p>
<p>高齢となった障害のある人への対応</p>	<p>高齢となった障害のある人の相談やニーズに適切に対応するため、自立支援協議会を通じ、市町や障害者地域生活支援センター、地域包括支援センターなどの関係機関の連携強化を図ります。</p> <p>介護保険制度の保険給付に加え、障害の特性に応じた適切な障害福祉サービスの提供ができるよう支援します。</p> <p>障害のある高齢者の特性に配慮したケアマネジメントの質の向上に努めます。</p>
<p>精神科デイ・ケアの実施</p>	<p>—回復途上の精神障害のある人に対し、適切な医学管理のもとに日常生活全般の機能回復を図るため、精神科デイ・ケアを推進し、再発防止から就労援助まで個別の目標に応じた援助を進めます。—</p>

項目名	施策の方向
福祉用具の普及	福祉用具の利用により快適な生活を支援し、自立と社会参加を促進するとともに、介護者の負担軽減が図られるよう、福祉用具の普及に努めます。また、福祉用具センターにおける、福祉用具の改造・製作、技術の開発、研修・指導等の充実に努めます。
移動支援の推進	地域における移動支援の充実に努めるため、民間や各種NPO等による移送サービスや移動支援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援を促進します。
サービスの円滑な利用への対応	自立支援制度移行後の施設入所支援をはじめとした各種障害福祉サービスの利用が円滑に行われるよう、障害者更生相談所における公的調整システムや各福祉圏ごとの自立支援協議会の活用を図り、必要な調整に努めます。
サービス提供体制の整備推進	サービス利用者の安心や安全の確保のために、サービス事業者における危機管理（リスクマネジメント）体制の推進を図ります。 <u>障害福祉サービス事業の運営をより適正化するため、事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備などを進めます。</u>
健康福祉サービス評価システムの推進	利用者本位の質の高い健康福祉サービスの提供が図れるよう、自己評価を中心にサービス評価の実施を促進し、評価結果のサービスへの反映を図ります。
	評価結果の公表を促進し、利用者がサービスを選択するうえでの情報として活用を図ります。
暮らしの場の確保	
グループホーム等の整備促進	障害のある人が障害の程度に関わりなく身近な地域で自立し充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームおよびケアホームの運営や整備に対して支援を行うとともに、生活ホームからグループホームへの移行を促進します。
公営住宅の活用	障害のある人等を優先入居者とする公営住宅の供給に努めるとともに、公営住宅のグループホームへの活用に努めます。
住宅のバリアフリー化を支援	在宅重度障害者住宅改造助成事業により、住宅を障害の状況等に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造することに対して助成を実施し、在宅で重度障害のある人が、地域で自立し、安心した生活を送ることができるよう支援します。また、あわせて介護する人の負担を軽減することを目的とします。

項目名	施策の方向
地域生活への移行促進	
入所施設からグループホーム等への移行促進	入所施設を運営する法人のグループホームおよびケアホームの整備を促進することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。
地域における自立生活支援体制の整備	企業等に就労している障害のある人の自立した生活を目指して、グループホームに自立生活訓練を実施するに支援員を加配した「自立生活支援ホーム」の運営支援を行い、自立生活支援を推進します。
	(削除)
地域生活移行と就労支援を一体化した施策の推進	(削除)
	(削除)
刑務所等を退所する人への支援	<u>(新規)</u> <u>地域生活定着支援センターにおいて、刑務所等から退所した人で、自立した生活が困難な高齢者や障害のある人に対して、保護観察所との協働により福祉サービスを利用できるようにするための援助等を行い、地域での自立した生活を支援します。</u>
精神科病院から地域生活への移行促進	<u>精神科病院に長期入院している人の地域生活への移行や定着を図るため、関係機関の連携調整、支援を行う人に対する助言・技術指導、ピアサポートの活用による支援を行います。また、高齢入院患者への支援や通院・通所が不安定な人への訪問型支援を促進します。</u>

項目名	施策の方向
-----	-------

地域で働く

1 「地域で働く」を支援するサービスの提供	
"働く"課題への対応	
共同作業所等の法定事業への移行促進	(削除)
	(削除)
	(削除)
通所施設の利用者負担の激変緩和	(削除)
就労収入の向上	(移動)
就労支援事業の提供	
就労移行支援	移動
就労継続支援 (A型)	移動
就労継続支援 (B型)	移動

1 企業で働く人や働きたい人への支援

雇用の場の充実確保

特例子会社等の設置促進	特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設置を促進するため、滋賀労働局や独立法人高齡・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携して、県内企業に対する普及啓発に努めます。
法定雇用率達成企業割合の向上	<p>法定雇用率達成企業数を増やすため、働き・暮らし応援センターを中心とした、障害者に対する就労支援や生活支援、職場開拓、定着支援を継続して実施するとともに、ジョブコーチ支援および各種助成金制度など事業者が活用できる諸制度の積極的な周知に努めます。また、障害者雇用優良事業所等の表彰や就職面接会の実施により、障害のある人の雇用を促進します。</p> <p>各地方公共団体において障害のある人の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携を図りながら、障害者の雇用の促進のための周知・啓発に努めます。</p> <p>県においては、身体障害のある人を対象とした県職員採用試験を実施しており、今後も公的機関としての責務から、障害のある人の雇用に努めます。</p>

雇用・就労の促進と相談拠点の整備

福祉施設や特別支援学校からの企業就労の促進	<p>福祉施設や特別支援学校から企業への就労をさらに促進するため、就労移行支援等の訓練の場の整備を進めるとともに、圏域において就労移行に専門的に取り組む事業所の設置に向けた検討を行います。</p> <p>自立訓練と就労移行支援、就労継続支援など複数のサービスを組み合わせ、段階的に就労に向けた訓練を行うシステムなど、地域での主体的な取組との連携を図ります。</p> <p>ジョブコーチ養成研修の実施など、地域において就労支援を担う人材の育成に努めます。</p>
働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）の整備とネットワークの構築	各福祉圏域における働き・暮らし応援センターについて、相談・支援機関や雇用・就労の開拓機関としての役割に加え、地域の障害者雇用・就労支援の拠点としての役割が果たせるよう、地域における支援体制の構築をハローワークや企業、関係機関と連携して進めます。

就職に向けた訓練・実習の場の確保

項目名	施策の方向
職業リハビリテーションの充実	精神保健職業リハビリテーション事業により、協力事業所において精神障害のある人の社会適応訓練事業を実施し、社会的自立を促進します。
就労移行支援事業の実施	企業等への就労を希望する人や技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人に対し、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上、企業とのマッチング等を図ることにより、企業等への雇用や在宅就労等を促進します。
職業準備訓練の実施	(削除)
職業訓練の実施	職業安定機関との連携のもと、一般の公共職業能力開発施設のバリアフリー化を図りつつ、障害のある人の訓練への受け入れを促進します。
	高等技術専門学校において知的障害のある人を対象とした職業訓練を実施し、就職を促進します。
	企業や民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施し、障害のある人一人ひとりの態様と適性に応じた多様な訓練機会の提供と就職を促進します。
ジョブコーチ支援、トライアル雇用や企業との連携によるトライワーク推進事業の活用の促進	障害者職業センター等が実施するジョブコーチ支援や滋賀労働局等が実施するトライアル雇用およびグループ就労の活用について周知するとともに、就労体験である <u>トライワーク推進事業</u> の活用を促進することにより <u>障害者の就労意欲の向上と企業の障害者雇用に対する理解を促進します。</u>
2 企業で働くことが困難な人への支援	
就労の場の確保	
就労支援事業の整備促進	削除
就労移行支援	一般就労等を希望する障害のある人に対し、有期限の支援計画に基づき、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて、適性に合った職場への就労・定着を図るための支援を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業での雇用が困難な障害のある人に対し、原則として雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業での雇用が困難な障害のある人、一定年齢に達している障害のある人等に対し、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図るための支援を行います。
社会的事業所の運営支援	障害のある人と雇用契約を締結するなど一般企業と同様に労働法規を適用するとともに、障害のある人が働くための継続的な支援を行う機能を有するなど、障害のある人とない人がともに働く、雇用の場である社会的事業所の <u>運営を支援します。</u>

項目名		施策の方向
	就労収入の向上	就労支援事業所や地域活動支援センターで働く障害のある人の就労収入の向上を図るため、 <u>事業所職員の経営や指導訓練にかかるスキルの向上、販路の拡大、受注能力の向上、商談会の開催、情報発信の強化などによる社会的認知の向上等、「仕事おこし」の取り組みを支援します。</u>
	官公需の優先発注	<p>障害のある人の雇用の促進と就労支援事業で働く障害のある人の就労収入の向上を図れるよう、県が、障害のある人を雇用している中小企業や就労支援事業所、地域活動支援センター等から積極的に物品や役務を調達する「ナイスハート物品購入制度」の活用を進めます。</p> <p><small>市町や公共団体、民間企業等に対して、就労支援事業所、地域活動支援センター等への発注が拡大できるよう、ビジネスパートナーとの出会いをサポートする機会を積極的に提供するとともに、就労支援事業所、地域活動支援センター等に対しても、市場ニーズに的確に対応できるよう経営力・営業力の向上を図るための技術的な支援を行います。</small></p>
3 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化		
	就労・生活支援ネットワークの充実	企業で働きたい、あるいは働いている障害のある人を支援し、企業就労の促進と定着を図るため、働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）、 <u>社会就労事業振興センター</u> や就労支援事業所、ハローワーク、企業、関係機関の連携による福祉圏域ネットワークおよび全県を包括するネットワークの強化により、 <u>障害者の就労を地域で支えるシステムの充実を図ります。</u>
	障害者就労支援ネットワークの強化・充実	各福祉圏域で進める就労支援ネットワーク強化の取り組みを支援するとともに、全県を包括するネットワークの強化に努めます。
	滋賀県障害者雇用促進検討会議の設置	<u>(新規)</u> 企業、労働、教育、福祉等の関係者が障害者雇用に関する情報を共有するとともに、課題や問題点を明らかにし、 <u>その解決のための方策を検討・協議し、県内中小企業における障害者雇用の促進を図ります。</u>
	障害者自立支援協議会における教育・福祉・労働の連携	<u>(新規)</u> 教育・福祉・労働が連携し、 <u>職業教育や就労支援、進路の確保などを効果的に実施できるよう、障害者自立支援協議会において情報交換や協議の場を設けます。</u>
	働く障害者の健康管理	<u>(新規)</u> 働く障害者の健康の維持、増進や二次障害予防のため、 <u>障害者を雇用する事業所や就労支援事業所への情報提供や医療、リハビリテーションの関係機関との連携を図ります。</u>

地域で活動する

1 社会参加の促進

社会参加への支援

障害者社会参加推進センターによる事業推進	障害のある人の地域における自立生活という共通目標に向け、社会全体に向けた啓発活動や、エンパワメントなど、三障害を統合した取り組みを推進します。
地域における社会参加の促進	地域生活支援事業の実施により、聴覚障害のある人のコミュニケーション支援や、点字・声の広報の発行、自動車免許取得支援や、スポーツ・レクリエーション教室の開催など、身近な地域における社会参加を促進します。
	精神障害のある人の社会参加の促進を図るため、地域生活支援事業により、各地域でのサロン事業や余暇活動支援、地域活動支援センターでの交流事業等を促進します。
ガイドヘルパーの養成	削除
身体障害者補助犬の普及啓発	身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付や啓発を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。
IT利用の推進とITを活用した生活・就労の促進	障害者IT支援センターにおいて、情報バリアフリー化の推進のために、IT利用相談や住宅での生活を送る重度障害のある人へのITの訪問利用、各種IT講習会を実施するとともに、障害のある人のIT利用支援を行うパソコンボランティアの養成、派遣を行います。
	(削除)
	障害のある人が身近な地域でITに触れたり仲間同士で交流ができる場として障害者福祉センターや障害者地域生活支援センター等にITサロンを設置し、障害のある人のIT利用を促進します。
	視覚障害者IT講習会や視覚障害者デジタル機器等の利用支援を行い、情報取得が困難な視覚障害のある人の情報取得量の増大を図ります。
スポーツ・レクリエーション活動の振興	
スポーツ大会の実施・選手育成	障害者スポーツの技術の向上と、スポーツに取り組む障害のある人のすそ野を広げるため、障害者スポーツ大会を開催し、有望な選手の発掘に取り組み、優秀な選手を選抜して全国障害者スポーツ大会への派遣を行います。また、全国大会出場選手の育成強化を図り、多様化・高度化する障害者スポーツの全国的な状況に対応できる個人・団体を育成します。

項目名	施策の方向
多様な障害者スポーツの競技力の向上	<p>全国障害者スポーツ大会正式種目だけでなく、その他の競技スポーツも併せて日常的に障害者スポーツの競技力向上に取り組む体制を整備するため、滋賀県障害者スポーツ協会を中心に、各競技ごとの競技団体の組織化を促進します。また、障害者スポーツ指導員を養成し、各種競技スポーツの指導体制を整備します。</p>
参加機会の拡大	<p>身近な地域での競技会の開催、スポーツクラブの育成、さらには<u>スペシャルオリンピックスや一般のスポーツ大会への参加の促進</u>により、本人の希望に合った多様な参加機会の提供を進め、精神障害のある人の参加も踏まえたスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。</p>
	<p>精神障害のある人のより競技性の高い障害者スポーツ大会への参加については、全国障害者スポーツ大会の枠組み検討に配慮しながら、参加を促進します。</p>
障害者スポーツを支援する体制の充実	<p>滋賀県障害者スポーツ協会や滋賀県立障害者福祉センター等との連携のもと、効果的なスポーツ・レクリエーションの振興を図り、どこでも誰もが気軽に多様なスポーツ・レクリエーションに参加できる機会の創出を促進します。</p>
スポーツ施設のバリアフリー化促進	<p>身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、既存のスポーツ施設における障害者用トイレの設置や、スロープ、エレベーター、点字ブロック等の整備を図ります。</p>
競技性の高い障害者スポーツ大会への参加選手への支援	<p><u>(新規)</u> より競技性の高いスポーツ大会への参加を希望する選手に対して各種大会開催情報の提供や国際大会出場へのプロセスの相談などの支援に努めます。</p>

項目名	施策の方向
芸術・文化・余暇活動の振興	
多彩な芸術・文化活動事業の推進	<p>障害のある人の造形活動の多くは、既成の枠を越えた自己表現の営みであり、その活動から多くの芸術作品が生み出されています。こうした取組を支援するため、障害のある人を対象とした公募展「ぴかっとアート展」の開催、作家の権利保護のためのガイドラインの普及啓発を行い、安心して造形活動を行う環境整備を行います。</p> <p>— ボーダレス・アートミュージアム NO - MA、スイス・ローザンヌのアル・ブリュット・コレクションやフランス・パリのアル・サンピエール美術館との連携による作品の調査・研究、インターネットによる情報提供など、障害のある人の造形活動の振興を図ります。</p> <p>障害のある人が、地域の中で誰もが気軽に参加できる音楽表現・身体表現ワークショップの県内各地での開催を支援し、自由な表現活動に参加する機会や音楽祭などその成果発表の場を増やします。</p>
芸術活動を支える仕組みづくり	<p>(新規)</p> <p>— (仮称) 障害者造形活動支援センターを設置し、障害のある作家の権利保護や造形活動全般についての相談支援を行います。</p>
アル・ブリュットの振興	<p>(新規)</p> <p>— アル・ブリュットについて広く知ってもらうと同時に、県民や社会の財産として後世に残すための発信拠点を整備して、作品の展示・収蔵を行います。</p> <p>・アル・ブリュットに関する資料や情報の収集・整理・保存や作品データをアーカイブとして記録・保存・研究するほか、研究者と学芸員の研究交流の会議の開催など、アル・ブリュットの情報センター機能の整備を図ります。</p> <p>・アル・ブリュットに取り組む各地の関係機関や団体等が集う場を設け、アル・ブリュットを巡る現状について共有するとともに、今後の展開についての意見や情報交換等を行うことができる場を設けます。</p> <p>・アル・ブリュットの魅力を広く県民や社会に伝えるため、展覧会の開催や、身近な場所での作品の鑑賞機会の拡充に努めます。また、広報誌やテレビ等の県の広報媒体を活用して広く周知を図るほか、アル・ブリュットの魅力を伝える冊子を作成します。</p> <p>・より多くの県民が県内各地でアル・ブリュット作品にふれることができるよう、市町等に作品の貸し出しを行います。</p>
	<p>障害のある人が、地域の中で誰もが気軽に参加できる音楽表現・身体表現ワークショップの県内各地での開催を支援し、自由な表現活動に参加する機会や音楽祭などその成果発表の場を増やします。</p> <p>削除</p>
余暇活動の場の提供	<p>障害のある人によるスポーツやレクリエーション活動、旅行など、地域や団体が主体的に進める取組を支援することにより、地域における余暇活動の充実を図ります。</p> <p>— 障害者福祉センター、視覚障害者センター、聴覚障害者センターでは、文化教養教室などを開催し、一人ひとりの余暇生活がより充実したものとなるよう取り組みます。</p>
県立の芸術・文化施設での障害のある人への支援	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(移動)</p>

項目名		施策の方向
	社会活動支援の拠点整備	(削除)
2	コミュニケーション支援の充実	
	県と市町の連携による推進	
	市町への支援	(削除)
	適切な役割分担	<p>市町におけるコミュニケーション支援が円滑に実施されるよう、県においては手話通訳者、要約筆記奉仕員の養成研修を行い、人材の確保に努めます。</p> <p>広域的な場面などでのニーズに対しては、市町との役割分担を明確にしたうえ、県において対応します。</p>
	情報提供の充実	
	障害のある人に対する県政情報の充実	<p>視覚障害のある人や聴覚障害のある人に対し県政情報を提供するため、県政広報誌「滋賀プラスワン」の音声版(テープ、CD)、点字版を作成・配付するほか、手話と字幕による県政情報番組「手話タイム・プラスワン」を放送します。</p> <p>(新規) 視覚障害のある人への情報バリアフリーとして、県が作成するリーフレットなどの印刷物の音声コードの付記に努めます。</p> <p>アクセシビリティに配慮したページの提供や、音声読み上げ機能等への対応により、誰もが県政情報を正確・迅速に入手できるホームページとします。</p>
	県や市町の情報提供体制の充実	<p>聴覚障害のある人の社会参加や自立生活を支援するため、県立機関に手話通訳者を設置するとともに、市町でのコミュニケーション支援事業と連動した手話通訳者設置や通訳派遣制度の構築を支援します。</p> <p>耳マーク運動などを通じた、窓口における筆談の広がりにも努めます。</p>
	視覚障害者社会参加促進事業等の推進	<p>点字・声の広報や、点字・音声でニュースを提供できる即時点字情報ネットワーク事業などを行い、視覚障害のある人の自己実現や社会参加を促進します。また、それぞれにあった方法で分かりやく情報伝達ができるよう、音声コードの普及にも取り組みます。</p>
	広域的聴覚障害者コミュニケーション確保対策事業の推進	<p>聴覚障害者日曜教室生活訓練事業や手話挿入・字幕入りビデオ等の制作、貸出、配信などを実施し、聴覚障害のある人の自己実現や社会参加を促進します。</p>
	県立施設での取組	<p>図書館においては、肢体に障害のある人には図書資料を、視覚に障害のある人には録音資料(テープ・CD・DAISY等)を、それぞれ送料は無料で郵送貸し出しを行います。</p>

項目名	施策の方向
支援の担い手の養成・派遣	
盲ろう者の社会参加の促進	視覚と聴覚の重複障害がある盲ろう者のコミュニケーション支援と移動介助等を行う盲ろう者通訳・介助者派遣事業や日常生活訓練事業を実施し、盲ろう者の自立生活と社会参加を促進します。
交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備	手話や筆談など聴覚障害のある人とのコミュニケーションや障害の理解に関する講習会を定期的実施し、障害のある人が警察職員に気軽に相談等ができる環境の整備を進めます。
3 多様な社会体験、交流への支援	
ボランティアの活動促進	
ボランティア活動の促進	県民のボランティア活動が一層促進されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティア活動の情報提供などを実施し、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりを進めます。
精神保健福祉ボランティアの活動支援	精神保健福祉ボランティアグループの活動を支援し、精神障害のある人の地域生活における支援の輪の広がります。
県民の社会貢献活動の環境整備	「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」に基づき、淡海ネットワークセンターへの支援を中心に社会貢献活動やNPO活動に関する情報提供、人材育成、参加の機会づくり等を進め、県民の社会貢献活動の環境整備を図ります。
障害のある人の本人活動や交流への支援	
本人活動の支援	障害のある人自身が運営する会議やイベントなどの本人活動を支援し、多様な社会体験をすることによる自己実現や、社会への参画を促進します。
地域における交流の促進	民家、空き店舗など既存の建物を活用し、障害のある人と高齢者や子ども、地域の人たちが自然に集いふれあいながら、住み慣れた地域でサービスを受けられる場づくりを進めます。

共生のまちづくり

1 障害者理解の促進

啓発・広報活動の推進

アール・ブリュットの魅力の発信(再掲)	(新規) アール・ブリュットの魅力を広く県民や社会に伝えるため、 <u>展覧会の開催や、身近な場所での作品の鑑賞機会の拡充に努めます。また、広報誌やテレビ等の県の広報媒体を活用して広く周知を図るほか、アール・ブリュットの魅力を伝える冊子を作成します。</u>
糸賀思想の普及啓発の推進	糸賀一雄記念賞や糸賀一雄記念賞音楽祭により、障害のある人やない人、そして障害者福祉に関わる人たちが、内外の実践者らと幅広い交流を行うことで、知的障害者福祉に大きな影響を与えた糸賀思想の、国内外に向けた発信と普及啓発を行います。 <u>糸賀一雄記念財団については、自主的・主体的な運営に向け必要な支援を行います。</u>
「障害者週間」を中心とした広報・啓発の推進	障害のあるなしにかかわらずお互いを理解しあい、障害のある人の人権が侵害されることのないよう、12月3日から12月9日の「障害者週間」を中心に、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間ポスター」コンクールなどの啓発活動を実施します。
多彩な人権啓発の実施	県民の人権尊重意識の高揚を図るため、マスメディアの活用や広報誌の発行、イベントの開催など多彩な形態での人権啓発事業を実施します。また、より多くの人の関心を高め、感性に訴える啓発となるよう手法や内容の工夫に努めます。

学校や地域における交流や学習の推進

交流および共同学習の推進による理解促進	障害のある子どもとない子どもの交流および共同学習を推進することにより、同じ社会に生きる人間として、お互いを理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶとともに、障害児が自立し、社会参加する資質を養うなど、特別支援教育の理解促進に努めます。
学校における学習機会の設定	(新規) <u>各小中学校において、児童生徒や保護者を対象とした障害者理解に関する講話や体験学習等を行い、障害者理解の促進を図ります。実施にあたっては、各校に必要な情報を提供するなど支援に努めます。</u>
子どもの体験活動の機会と場の充実	<u>放課後子ども教室や通学合宿など、地域における自然体験や生活体験などのさまざまな体験活動の充実を図る中で、障害のある子どもと障害のない子どもの交流を進めます。</u>
開放講座等の開催	特別支援学校等の持つ教育機能等を幅広く県民へ提供し、各校の特色を活かした多種多様な講座を開設することにより、 <u>信頼される地域に開かれた学校づくりを進めるとともに学習機会の提供に努めます。</u>

項目名		施策の方向
	福祉副読本の活用	小・中学校において、福祉読本の活用により、福祉への関心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成に努めます。
	精神障害に対する理解の促進	精神障害に関する知識や情報等を提供し、県民に対して精神障害に関する正しい理解を深めることにより、精神障害のある人の社会復帰および自立と社会参加を支援します。また、精神障害のある人と住民との交流を図り、県民が心の健康について考える機会とするための集いを開催します。
		精神障害者家族会等の関係団体が実施する活動や研修事業等を支援することにより、団体やグループ活動の活性化を図るとともに、精神保健福祉思想の普及・啓発を図ります。
2 福祉のまちづくりの推進		
ユニバーサルデザインのまちづくり		
	淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づく施策の推進	削除
	ユニバーサルデザインによる県立施設整備や物品購入の推進	県立施設においては、率先してユニバーサルデザインの視点による整備を進めます。
		県の物品購入においては、ユニバーサルデザイン商品の案内や電子カタログへの掲載を進めます。
	公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、障害の有無や年齢などにかかわらずだれもが安全で快適に生活できるよう、県内の公益的施設、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を促進します。
	観光地のユニバーサルデザイン化の推進	(削除)
	「点的」整備から「面的」整備へ	(削除)
	ユニバーサルデザイン製品の普及促進	(削除)
暮らしやすい生活環境の整備		
	自治ハウス（集会所）のバリアフリー化促進	コミュニティ活動の中心である自治ハウス（集会所）において、誰もが利用できる施設とするため、既存自治ハウス（集会所）において人にやさしいバリアフリー化を促進するための支援を図ります。
	公園・水辺空間の整備	障害のある人が都市公園を支障なく利用できるよう、駐車場内の障害者用スペースの確保、障害者対応のトイレ設置、段差解消のためのスロープ設置等の整備を促進します。
		障害のある人や高齢者が水辺空間を安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを考慮した身近な憩いの場の整備を図ります。
	農村地域の生活環境整備	障害のある人や高齢者が安心して、健康で生きがいを持って暮らせる農村地域の環境づくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化など、生活環境の整備を進めます。

項目名	施策の方向
投票所の環境整備・電子投票の研究	<p>各種選挙において障害のある人が投票しやすい環境整備に資するよう、引き続き市町に助言を行います。また、電子投票制度については、滋賀県電磁的記録式投票制度に係る研究会における導入にあたっての課題や問題点の研究結果を踏まえ、導入を検討する市町に対して助言を行います。</p>
移動しやすいまちづくりの推進	
歩道環境の整備	<p>駅、医療保健福祉施設、公共施設、商店街等が集積する地区の道路網について、関係する道路管理者が連携し、歩行空間の連続したユニバーサルデザイン化を行い、車いすが完全にすれ違える幅の広い歩道、歩きやすい透水性舗装の歩道、点字ブロック、段差・傾斜の解消の整備等、障害のある人を含めた全ての人々が安全で円滑に移動ができる歩道整備に努めます。</p>
交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づく重点整備地区内の生活関連経路に対して、自治体等のユニバーサルデザイン化事業と連携しつつ、視覚障害者用付加装置や高齢者等感応化等交通ユニバーサルデザイン対応型信号機への改良、規制標識の高輝度化等の整備を図ります。また、その他の地域に対しても、社会資本整備重点計画に基づきユニバーサルデザイン対応型信号機の整備等を推進します。</p>
	<p>鉄道駅のエレベーター、エスカレーターの整備等のユニバーサルデザイン化を促進するなど、移動の利便性・安全性の向上を図ります。</p>
障害のある人に配慮した教習所の充実	<p>各教習所に左アクセル車両等障害者用教習車両の整備および施設のバリアフリー化を指導します。また、電動車いすを整備している教習所に対しては、同車を活用した交通安全教室を開催する等、障害のある人に対応した安全指導を推進します。</p>
運転者教育の促進	<p>障害のある人の年齢、障害の種別に応じ、適切できめ細かな運転適性相談の実施を進めます。また、運転者教育については、各種講習の委託先に対する字幕入り、手話入りビデオの整備充実を促進するとともに、手話通訳による講習会の開催を図ります。</p>
住みやすい住宅の整備	
公営住宅のバリアフリー化の推進	<p>公営住宅の建替や改善において、住戸内、共用部分、屋外アプローチのバリアフリー化や浴室、便所、屋外アプローチ等の手すり設置、4階以上の住宅へのエレベーター設置等を進め、障害のある人が住み慣れた社会で安心して生活できる住環境の整備を推進します。</p>
住宅のバリアフリー化促進	<p>人と環境にやさしい住まいのポイントをホームページ等で広く普及啓発するとともに、既存住宅のバリアフリー化を推進するためリフォームに関する相談や情報提供を実施し、誰もが安心できる住宅の整備を促進します。</p>

項目名	施策の方向
防災・防犯体制の充実	
防災への理解促進	<p>滋賀県地域防災計画に基づく防災対策が図られるよう、「滋賀県障害者等防災マニュアル策定指針」の見直しを行い、県や市町村において災害に対する基礎的知識や障害特性も踏まえた災害発生時取るべき行動等について理解を深める取り組みを進めます。</p> <p><u>緊急時の電源の確保や避難所となる施設での物資の備蓄、障害特性を踏まえた避難所運営など、災害への備えが進むよう取り組みます。</u></p>
災害時要援護者の避難支援	<p>障害のある人等の災害時要援護者に対する災害時の避難支援を迅速かつ適確に実施するため、情報伝達体制の整備や災害時要援護情報の共有を図る具体的な避難支援計画の作成を関係機関と進めていきます。</p> <p>(新規)</p> <p><u>高齢者や障害のある人等の災害時要援護者に対し、災害時に速やかに安否確認や避難ができる体制づくりを進めるとともに、重度障害のある人等の特別な配慮が必要な人が避難できる福祉避難所の確保と支援体制づくりを進めます。</u></p>
自主防災組織の育成	<p>障害のある人は、災害時に自力避難や状況の把握が困難なことから、地域住民などの連携による自主的な防災活動が大切です。そのため、災害時要援護者支援の重要な担い手である自主防災組織に対し、研修会の開催、情報提供、技術支援を行います。</p>
コミュニケーション支援の充実	<p>コミュニケーション機能に障害のある人に対し、災害時等の緊急情報を円滑・迅速に提供するためのシステムづくりについて検討します。</p>
土砂災害対策の実施	<p>土砂災害の犠牲となりやすい自力避難が困難な障害のある人、高齢者、幼児などを守る土砂災害対策を推進するため、社会福祉施設等を含む箇所に対して重点的に砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を実施します。</p>
警察職員への介護講習の実施	<p>警察職員が障害のある人等の介護に必要な知識や技能を修得し、現場での援助に積極的に活用できるよう、介護に対する意識の浸透を図るための研修や講習への参加を促進します。</p>
メール110番の機能向上	(削除)
被害防止対策の推進	<p><u>契約や金銭管理に支援が必要な障害のある人の悪質商法被害を未然に防止するため、出前講座、リーフレットや冊子等による啓発を推進します。</u></p> <p><u>各関係機関や自主防犯ボランティア等と連携した犯罪抑止啓発を推進し、犯罪のない社会づくりを目指します。</u></p>

項目名	施策の方向	
3	保健・医療サービスの充実	
	早期発見・早期治療の推進	
	周産期保健医療体制の充実	妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する周産期医療体制を強化し、ハイリスク分娩や未熟児医療の充実を図ります。
	母子保健サービスの充実	新生児期に先天性代謝異常等の検査を実施し、放置すると知的障害等の症状を来す疾患を早期に発見し、早期に治療することにより障害を予防します。また、障害の早期発見、早期治療の推進のため、市町で実施している乳幼児健診や母子保健活動を支援し、保健所、県立小児保健医療センターとともに、関係者が連携した総合的な健診体制の充実を図ります。
	保健医療従事者の資質向上	周産期医療や母子保健に従事する保健医療関係者への資質向上を図るため、専門研修の充実を図ります。
	かかりつけ歯科医機能の推進	口腔衛生センターにおいて障害者(児)の歯科治療、および口腔疾患予防活動の推進を図ります。
		各地域の児童デイサービス事業を利用する児童等に対する歯科健診およびフッ素塗布、保護者と職員に対する歯科保健指導の充実を図ります。
		障害者(児)等の生涯にわたる歯科健康管理(健診・治療)を行うために、各地域の児童デイサービス事業を利用する児童等の保護者に対して、かかりつけ歯科医の必要性について啓発し、早期にかかりつけ歯科医が持てるよう推進を図ります。
		各地域の児童デイサービス事業を利用する児童等に対して、歯科保健管理手帳の活用を促します。
	療育・子育て支援策の推進	地域療育の推進
		<small>児童デイサービス事業等が障害児の早期療育の場として効果的にその役割を果たせるよう、市町と連携し機能の強化を進めます。</small>
		障害児の発達支援、家族支援とともに保育所等の地域関係機関への支援を行い、生涯を通じた継続的な療育の実施を推進します。
自閉症、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)等、これまでの障害の概念では理解・対応が困難な発達障害についても、早期把握・早期療育支援が行えるよう関係者の資質向上に努めます。また、障害児施設が有する専門的で高度な療育技術の活用や、滋賀県発達障害者支援センターとの機能連携をすすめ、障害の特性に応じた地域療育が実施できるよう支援します。		

項目名	施策の方向
放課後等デイサービス	(新設) 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
早期療育を受ける機会の確保	(移動) 児童発達支援事業等が障害児の早期療育の場として効果的にその役割を果たせるよう、市町と連携し機能の強化を進めます。
障害児を支援する多様な取り組みの促進	障害児が、学校と家庭以外の活動の場において、仲間との関わりの中で社会経験を積みながら成長できるよう、障害児童クラブ支援事業等を実施し、民間団体等の主体的な取り組みを促進します。
放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブでの障害児の受け入れを促進するため、障害児受入推進事業を実施し、放課後の障害児の生活の充実を図ります。
サマーホリデーサービス等の体制整備	すべての市町においてサマーホリデーサービス等への参加を希望する障害児の受け入れが実現できるよう体制整備を進めるとともに、理解促進を目的としたボランティアの参加を促進します。
リハビリテーションの充実	
滋賀県リハビリテーション協議会による提供体制整備	保健・医療・福祉関係機関や関係団体などで構成する「滋賀県リハビリテーション協議会」において提供体制整備の基本方向を検討するとともに、先に策定した「滋賀県リハビリテーション連携指針」に基づき関係機関の連携を促進します。
県立リハビリテーションセンター業務の充実	<u>地域リハビリテーションの推進等を支援するため、県立リハビリテーションセンターにおいては、情報提供や専門職員等に対する研修、調査・研究、相談支援などの事業やリハビリテーション実施機関それぞれへの技術的支援を推進します。</u> <u>特に、市町・二次保健医療圏域において、関係機関、団体等がマネジメント機能を発揮できるよう、リハビリテーション提供体制の充実を図るほか、頭部外傷などによる高次脳機能障害、難病の方々への専門的リハビリテーション支援を実施します。</u>
地域リハビリテーション提供体制の充実	各二次保健医療圏域において、各保健所において設置されている「地域リハビリテーション連絡協議会」における検討とあわせて、地域特性をふまえたネットワークづくりを推進します。
総合リハビリテーションの推進による障害のある人への支援	医療リハビリテーションだけでなく、生活や職業にかかるリハビリテーションとの総合的な取り組みを推進するために、県立リハビリテーションセンター、むれやま荘、滋賀県福祉用具センター、障害者更生相談所の機能連携や機能的統合を進めます。また、働き暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）や自立支援協議会などとの連携を推進します。

項目名	施策の方向
精神保健医療等の推進	
精神疾患の早期治療と精神障害者への早期支援	<p>精神保健福祉士、看護師等の多職種チームによる訪問型支援を試行的に実施し、治療につながっていない人や治療を中断している人などへの支援を進めます。</p> <p>学齢期における精神疾患の早期発見と精神疾患の理解を進めるための研究を支援します。</p> <p>かかりつけ医と精神科医との連携を促進し、うつ病を始めとする精神疾患の早期治療を進めます。</p>
救急医療体制の充実	<p>県立精神医療センターによる精神科救急の受け入れを進めるとともに、受け入れ病院の設備の改修や精神科救急情報センターによる対応の充実により精神科救急医療システムの強化を図り、本人の人権に配慮した迅速かつ適切な医療の提供に努めます。</p>
精神科医療の充実	<p>県保健医療計画に基づき医療機能の明確化、各医療機関などの機能分担や連携を進めます。</p> <p>精神保健指定医や精神科病院で勤務する看護師の確保を促進するとともに、診療や治療支援の質の向上を図ります。</p> <p>県立精神医療センターと他の医療機関との役割分担と連携を図り、思春期精神障害、アルコール依存症等中毒性精神障害などの専門医療の提供に努めます。</p>
医療・保健・福祉の連携	<p>関係する機関や団体との連携を進め、ひきこもり、思春期関連、依存症などの相談の充実に努めます。</p> <p>自立支援協議会の充実などによる地域の精神科医療機関と市町、保健所、障害福祉サービス事業所等と連携強化を働きかけ、地域住民の多様なニーズに応じた精神保健医療福祉サービスの提供体制づくりに努めます。</p>
難病患者・脳外傷者等への支援	
総合的なサービス提供	<p>各保健所（健康福祉事務所）が実施している在宅療養支援計画策定・評価事業、訪問相談事業、医療相談事業、訪問指導（診療）事業、難病対策研修事業等により、在宅の難病患者に対して、地域の医療機関、市町福祉部局等の関係機関の連携のもとに、保健、医療および福祉の各分野にわたる総合的なサービス提供を行い、療養上の不安の解消を図るとともに社会参加の推進を図るなど、よりきめ細かな支援対策を進めます。</p>

項目名	施策の方向
就労支援・日常生活支援の充実	難病患者の就労について滋賀県難病相談・支援センターにて関係機関と連携を図りながら支援を行います。また、市町が実施するホームヘルプサービスや、ショートステイおよび日常生活用具事業の推進を図るとともに、難病患者等ホームヘルパーの養成に努めます。
在宅療養に向けた支援・難病医療ネットワーク協議会による相談体制の充実	圏域毎に拠点病院を1箇所以上指定し、各圏域ごとに地域のネットワークを構築し、入院（レスパイト入院等）が必要となった重症難病患者の適時適切な入院施設が確保できるように努めるとともに、在宅療養に向けた支援を行っていきます。また、難病医療連携協議会には難病医療専門員を配置し、難病患者や家族からの相談対応、入院施設の紹介、医療従事者への研修などの事業の充実を図ります。
高次脳機能障害への支援	<u>高次脳機能障害支援センター、リハビリテーションセンター、保健所、市町、障害福祉サービス事業所などのネットワークづくりを進め、身近な地域における診断・リハビリや相談支援の充実を図るとともに、当事者団体等との連携のもと、広く県民に対して高次脳機能障害支援の促進を図ります。</u>
医療費等の公的負担	
自立支援医療（更生医療・育生医療）費の給付	身体障害のある人の機能回復のための更生医療や、身体障害のある児童に対して障害を軽減・除去するために必要な育成医療を給付し、経済的負担を軽減するとともに、保健・福祉の増進を図ります。
重度障害者（児）の医療費負担の軽減	重度心身障害者（児）福祉医療費助成事業や重度心身障害老人福祉助成費助成事業により、重度障害者（児）の医療費の負担を軽減します。
自立支援医療（精神通院医療）費の給付	精神医療の通院医療を給付することにより、在宅の精神障害のある人の医療の確保、継続的受療の促進、精神医療の早期治療、再発防止を図ります。
自立支援医療（精神通院医療）の受療促進	重度の精神障害のある人に対して自立支援医療（精神通院医療）費適用の自己負担分医療費を助成し、経済的負担の軽減と受療の促進を図ります。
在日外国人で障害のある人の経済的安定の促進	在日外国人障害者福祉給付金支給事業により、旧国籍条項により国民年金に加入できなかった在日外国人で障害のある人の経済的生活の安定を図ります。

項目名	施策の方向								
4	権利擁護の推進								
	<p>権利擁護相談・苦情処理体制の充実</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 241 496 282">権利擁護・苦情解決の充実</td> <td data-bbox="496 241 1225 282">削除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 282 496 454">運営適正化委員会による助言・あっせん</td> <td data-bbox="496 282 1225 454">県社会福祉協議会内に第三者による運営適正化委員会を設置し、事業者段階で解決困難な事例等に対して、解決に向けた助言、あっせんを行うなど、福祉サービスの利用者の権利を擁護します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 454 496 645">相談員の能力向上と連携の促進</td> <td data-bbox="496 454 1225 645">身体障害者相談員や知的障害者相談員間のネットワークの構築や、障害のある人の人権や財産に対する侵害事案の早期発見と関係機関への情報提供等に関する研修を行うことで、相談対応能力の向上と相談員間の連携強化を図ります。</td> </tr> </table>	権利擁護・苦情解決の充実	削除	運営適正化委員会による助言・あっせん	県社会福祉協議会内に第三者による運営適正化委員会を設置し、事業者段階で解決困難な事例等に対して、解決に向けた助言、あっせんを行うなど、福祉サービスの利用者の権利を擁護します。	相談員の能力向上と連携の促進	身体障害者相談員や知的障害者相談員間のネットワークの構築や、障害のある人の人権や財産に対する侵害事案の早期発見と関係機関への情報提供等に関する研修を行うことで、相談対応能力の向上と相談員間の連携強化を図ります。		
権利擁護・苦情解決の充実	削除								
運営適正化委員会による助言・あっせん	県社会福祉協議会内に第三者による運営適正化委員会を設置し、事業者段階で解決困難な事例等に対して、解決に向けた助言、あっせんを行うなど、福祉サービスの利用者の権利を擁護します。								
相談員の能力向上と連携の促進	身体障害者相談員や知的障害者相談員間のネットワークの構築や、障害のある人の人権や財産に対する侵害事案の早期発見と関係機関への情報提供等に関する研修を行うことで、相談対応能力の向上と相談員間の連携強化を図ります。								
	<p>権利擁護システムの充実</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 685 496 857">「淡海ひゅうまんねっと」「障害者110番」による各種支援の推進</td> <td data-bbox="496 685 1225 857">「淡海ひゅうまんねっと」「障害者110番」において権利侵害や日常生活に関する相談対応や広報啓発等を実施し、障害のある人や高齢者の権利を守ります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 857 496 1070">「地域福祉権利擁護事業」の推進</td> <td data-bbox="496 857 1225 1070">地域福祉権利擁護事業により、障害のある人等で判断能力が不十分なため、日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉サービスの情報提供や、手続きの援助、日常金銭管理などの援助を行い、地域での自立生活を支援します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1070 496 1283">虐待防止に向けたシステムの構築</td> <td data-bbox="496 1070 1225 1283">虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等を図るため、関係機関による連携体制づくりや研修を進めるとともに、事例検討やマニュアル作成などを行い、通報の受理や調査、一時保護を行う市町の取組みを支援します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1283 496 1458">消費者被害防止のための啓発活動</td> <td data-bbox="496 1283 1225 1458">(新規) 障害のある人をターゲットにする悪質な事業者からの被害の防止や多重債務を防ぐための金銭管理のあり方について、啓発の機会を設けます。</td> </tr> </table>	「淡海ひゅうまんねっと」「障害者110番」による各種支援の推進	「淡海ひゅうまんねっと」「障害者110番」において権利侵害や日常生活に関する相談対応や広報啓発等を実施し、障害のある人や高齢者の権利を守ります。	「地域福祉権利擁護事業」の推進	地域福祉権利擁護事業により、障害のある人等で判断能力が不十分なため、日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉サービスの情報提供や、手続きの援助、日常金銭管理などの援助を行い、地域での自立生活を支援します。	虐待防止に向けたシステムの構築	虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等を図るため、関係機関による連携体制づくりや研修を進めるとともに、事例検討やマニュアル作成などを行い、通報の受理や調査、一時保護を行う市町の取組みを支援します。	消費者被害防止のための啓発活動	(新規) 障害のある人をターゲットにする悪質な事業者からの被害の防止や多重債務を防ぐための金銭管理のあり方について、啓発の機会を設けます。
「淡海ひゅうまんねっと」「障害者110番」による各種支援の推進	「淡海ひゅうまんねっと」「障害者110番」において権利侵害や日常生活に関する相談対応や広報啓発等を実施し、障害のある人や高齢者の権利を守ります。								
「地域福祉権利擁護事業」の推進	地域福祉権利擁護事業により、障害のある人等で判断能力が不十分なため、日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉サービスの情報提供や、手続きの援助、日常金銭管理などの援助を行い、地域での自立生活を支援します。								
虐待防止に向けたシステムの構築	虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等を図るため、関係機関による連携体制づくりや研修を進めるとともに、事例検討やマニュアル作成などを行い、通報の受理や調査、一時保護を行う市町の取組みを支援します。								
消費者被害防止のための啓発活動	(新規) 障害のある人をターゲットにする悪質な事業者からの被害の防止や多重債務を防ぐための金銭管理のあり方について、啓発の機会を設けます。								
5	人材の確保と資質の向上								
	<p>専門職の養成と確保</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 1538 496 1771">滋賀県障害者自立支援協議会による専門技術を有する人材の育成</td> <td data-bbox="496 1538 1225 1771">滋賀県障害者自立支援協議会において、各地域の相談支援事業者の機能強化を図るとともに、障害のある人のニーズに的確に対応できるサービス提供事業者を育成することを目的とした人材育成事業を推進します。</td> </tr> </table>	滋賀県障害者自立支援協議会による専門技術を有する人材の育成	滋賀県障害者自立支援協議会において、各地域の相談支援事業者の機能強化を図るとともに、障害のある人のニーズに的確に対応できるサービス提供事業者を育成することを目的とした人材育成事業を推進します。						
滋賀県障害者自立支援協議会による専門技術を有する人材の育成	滋賀県障害者自立支援協議会において、各地域の相談支援事業者の機能強化を図るとともに、障害のある人のニーズに的確に対応できるサービス提供事業者を育成することを目的とした人材育成事業を推進します。								

項目名	施策の方向
<p>質の高い人材の育成・確保のための体制整備</p>	<p><u>福祉関係職員の専門知識や技術の向上を図るために、社会福祉事業者、大学等教育養成機関、行政等の産・学・官が連携し、体系的、継続的な研修を実施します。</u></p>
	<p><u>介護保険サービス事業者等の他事業主に障害福祉サービス事業への参入を進め、サービス提供体制の拡充を図ります。</u></p>
	<p>(削除)</p> <p><u>若年層に対して、福祉・介護サービスの意識や重要性を理解してもらうため、職場体験の場の提供やマスメディアによる広報活動を進めるとともに、有資格者の掘り起こしのための研修を実施し、福祉人材の確保に努めます。</u></p> <p><u>福祉・介護職場における指導職員への相談技術研修やアドバイスを行う支援員派遣により、事業所内の相談体制の充実と若手職員の定着に努めます。</u></p>
<p>滋賀県福祉人材・研修センターでの人材育成・確保</p>	<p><u>滋賀県福祉人材・育成センターにおいて社会福祉事業所への就業相談援助や従事者向け研修の企画・実施等を行い、福祉人材の確保と質の高い人材の育成を図ります。</u></p>
<p>幅広い人材の育成</p>	
<p>当事者相談員（ピアカウンセラー）の育成</p>	<p>障害のある人自らの経験を活かし互いに共感と理解を持ち相談援助が行える当事者相談員（ピアカウンセラー）を育成するため、精神障害者当事者活動推進事業を実施します。</p>
<p>グループホーム等に従事する職員の養成および資質向上</p>	<p>(削除)「滋賀県障害者自立支援協議会による専門技術を有する人材の育成」に盛り込み</p>
<p>リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の養成</p>	<p><u>リハビリテーション提供体制の充実を目指し、看護職員の養成確保・資質向上事業、医療従事者団体等活動支援事業等により、看護職員、理学療法士等の養成確保と資質向上を図ります。</u></p>